



黒崎駅周辺の繁華街等において、交差点内や横断歩道上、駐停車禁止区間の道路上で客待ちをするタクシーが見られます。これらの行為は、歩行者や車両の通行を阻害するばかりでなく、交通事故の要因ともなります。

こうした状況を踏まえ、福岡県警察では客待ちのための駐車違反（いわゆる“客待ち違法駐車”）の指導取締りを強化しています。



**交差点内等での
乗降はダメ！！**



タクシードライバーのみなさんへ

○ 交差点や横断歩道付近

交差点の側端や横断歩道から

5メートル以内は、駐停車が禁止されています。

お客さんを乗降する場合であっても、タクシーを駐停車することはできません。

ドライバーが車内に乗っていても、非放置車両として取締りの対象となります。

○ タクシードライバーの義務

お客さんから指示があっても道路交通法を遵守し、駐停車禁止場所で乗降をさせない義務があります。

お客さんから求められても「ここが駐停車禁止場所であること」を説明し、近くの駐停車可能な場所で乗降してください。

○ タクシー会社への行政処分

タクシードライバーによる交通違反は、ドライバー本人に対する行政処分のみならず、働いてるタクシー会社にも影響を及ぼす場合があります。

とくに常習的な違反や悪質な違反が続くと、タクシー会社への監査が実施され、行政処分（営業停止処分等）が下されることがあります。





随伴用自動車による“駐車違反”やお客さんを随伴用自動車に同乗させる“白タク行為”は、法律で禁止されています。

福岡県警察では、これらに対する指導取締りを強化しています。



“駐車場まで
ヨロシク！”



“白タク行為”は
ダメ！！



自動車運転代行業者のみなさんへ

○ 白タク行為等の禁止

お客さんを随伴用自動車に乗せることは、たとえわずかな距離でも“白タク行為”です。

※道路運送法第4条、同法第78条等の違反に該当します。

(罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 他)

また、客待ちをする場合の駐車場所にも注意が必要です。

○ 代行運転を行うドライバーの義務

お客さんの車を運転するドライバーには二種免許の取得が義務付けられており、二種免許を受けていない場合、無免許運転となります。

お客さんが安心して代行を利用できるように料金表と約款を備え付け、また、タクシー類似行為（白タク行為）はできない旨を説明する義務があります。

○ 自動車運転代行業者に対する行政処分等

当該自動車運転代行業者に対し、行政処分等（注意、指示、営業停止、認定取り消し）が下されることがあります。

